

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2308226 号
令和 5 年 8 月 22 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 5 年 4 月 28 日付け令 05 原機（科保）018 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311273 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。（以下「審査基準」という。））を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請は、STACY（定常臨界実験装置）について、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号。以下「試験炉規則」という。）第 9 条の 2 第 1 項に基づき、施設の経年劣化に関する技術的な評価（以下「評価」という。）を行い、その評価の結果に基づき、次の 10 年間に実施すべき施設管理に関する方針（以下「長期施設管理方針」という。）を策定したことから、当該長期施設管理方針を追加するものである。

その他の変更として、原子力科学研究所原子炉施設保安規定の施行期日の附則において、STACY の使用済棒状燃料貯蔵設備に燃料を貯蔵しない期間の適正化を行っている。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第３７条第２項第１号

規制庁は、本申請の試験研究用等原子炉施設の施設管理について、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた本試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備並びに本試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容によるものでないとは認められないことから、原子炉等規制法第３７条第２項第１号に該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第３７条第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される試験炉規則第１５条第１項第１７号に関する審査基準に照らして、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであるとは認められないことから、原子炉等規制法第３７条第２項第２号に該当しないと判断した。

１. 試験炉規則第１５条第１項第１７号（試験研究用等原子炉施設の施設管理）

試験炉規則第１５条第１項第１７号に関する審査基準は、運転を開始した日以後 30 年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていることを求めている。

規制庁は、STACY について、運転開始日以後 30 年を経過するため、「試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第 1911131 号（令和元年 11 月 13 日原子力規制委員会決定））等を参考に評価した結果を踏まえ、長期施設管理方針として充実すべき施設管理の項目はないとしていることを確認したことから、試験炉規則第１５条第１項第１７号に関する審査基準を満足していると判断した。